



東日本大震災

八戸市の記録

第 5 章

被災者・被災事業者支援



5-1 皇室の被災者お見舞い

1 皇室の被災者お見舞い

秋篠宮同妃両殿下が御訪問

平成23年5月10日に秋篠宮同妃両殿下が被災地及び被災者をお見舞するため、当市を御訪問されました。

両殿下は、市川地区の橋向生活館において被災状況を御聴取され、被災者に対してお見舞のお言葉を掛けられるとともに、八戸漁港において被災状況を御視察され、漁業関係者等に対してお見舞いのお言葉を掛けられました。



秋篠宮同妃両殿下御視察

常陸宮同妃両殿下が御訪問

平成23年6月15日に常陸宮同妃両殿下が被災地及び被災者をお見舞するため、当市を御訪問されました。

両殿下は、市川地区浜地内の海岸において被災状況を御視察され、海岸防災林としてクロマツを御植樹されるとともに、被災者に対してお見舞いのお言葉を掛けられました。



常陸宮同妃両殿下御植樹

高円宮妃殿下が御訪問

平成23年8月10日に全国高等学校総合体育大会御臨席のため当市を御訪問された高円宮妃殿下が、蕪島において復興状況を御視察されました。



高円宮妃殿下御視察

5-2 生活支援対策

1 り災証明書・被害届出証明書の発行

り災証明書の発行

住宅に被害を受けた居住者に対し、住宅の被害程度を示す「り災証明書」の発行申請を平成23年3月14日から住民税課窓口で受け付けた。また、3月17日から3月31日までは八戸ポータルミュージアムはっちに設けられた総合相談窓口でも受付を行った。

り災程度の認定基準は、津波による被害については、浸水の高さに応じてり災程度を判定することとし、家屋外壁の浸水線の計測により調査を実施した。

しかし、平成23年3月31日付の内閣府からの「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定迅速化のための調査方法について」の通知により認定基準が変更となったことから、り災程度が変更となる世帯が生じることとなった。そのため、4月1日より、り災程度が変更となる世帯へ通知し、再交付を行った。

■ 内閣府の新しい認定基準に基づく八戸市の認定基準の変更（津波による住家被害）

	旧来の基準に合わせた認定基準（外観調査）	新しい基準に合わせた認定基準
全壊	全壊、流出又は1階の外壁の高さ2.0m以上浸水	住家流出又は おおむね1階天井まで浸水
大規模半壊	1階の外壁の高さ1.5m以上2.0m未満浸水	床上浸水おおむね1m
半壊	1階の外壁の高さ1.0m以上1.5m未満浸水 1階の外壁の高さ0.5m以上1.0m未満浸水	床上浸水
床上浸水	1階の外壁の高さ0.5m未満浸水	
一部損壊		床下浸水

■ り災証明書発行件数 平成24年12月31日現在

り災区分	件数
全壊	264
大規模半壊	157
半壊	466
一部破損	766
床下浸水	87
計	1,740

※地震による被害を含む

被害届出証明書の発行

家財や車などの動産、住家以外の建物、事業用資産などが被害を受けた方に対し、被害の届出がなされたことを証明する被害届出証明書の申請を受け付けた。

■ 被害届出証明書発行件数 平成24年12月31日現在

区分	件数
個人	633
法人（住民税課発行）	365
法人（商工政策課発行）	872
自動車	2,352
計	4,222

2 被災証明書の発行

国土交通省が、東日本大震災による被災者と原発事故による避難者について、り災証明書・被災証明書などの提示により東北地方を発着とする高速道路を無料化する方針を示したことに伴い、東北地方の各自治体では停電を理由に被災証明書を発行する動きが広まった。

八戸市でも震災直後から市内全域において停電が続いたことから、被災地の復興支援や経済活性化を目的として、震災時に住民登録のあった全市民を対象に、被災証明書を発行することとした。

被災証明書は全世帯に郵送することとしたが、郵送までに時間を要することから、市庁本館1階と南郷区役所に特設窓口を開設し、被災証明書の発行を行った。

発行初日となった平成23年6月23日には朝から大勢の市民が詰めかけ、発行を待つ行列は市庁前広場にまで及び、受け取るまで1時間以上要した方もいた。

- ・平成23年6月23日～7月15日 市庁本館1階と南郷区役所に特設窓口開設
- 期間中の来庁者数 約3万人



被災証明書の発行を求める列は市庁前広場にまで及んだ



被災証明書発行の様子（市庁本館1階）

- ・平成23年7月13日 震災時に八戸市に住民登録をしていた市民へ被災証明書を郵送
発行件数 約10万世帯
- 高速道路無料措置期間 平成23年6月20日～11月30日

3 生活必需品の給与

本制度は、災害救助法に基づく制度であり、住宅が被災し、日常生活を営む上で必要な被服や寝具、またその他の生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な世帯に対し、生活必需品を給与するものであり、り災程度及び世帯構成人数により給与限度額が決められている。

東日本大震災発生後、災害救助法が適用された当市では、同法及び青森県災害救助法施行細則に基づき、住宅が全壊、大規模半壊、半壊の被害を受けた世帯に対し、生活支援のために生活必需品を給与した。

給与に当たっては、日常生活における必要最低限の生活必需品を列挙した上で、市内に店舗を構える77社に協力を要請し、各店舗において被災者へ給与した。

なお、通常の災害において生活必需品の給与は、災害発生時から10日以内に行うこととされているが、東日本大震災では特別基準が適用され、給与期間の延長が認められた。

給付世帯数 927世帯

■ 給与限度額

(単位：円)

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全壊	28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400
大規模半壊 半壊	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300

4 八戸市災害見舞金

市では、東日本大震災発生直後より全国各地から寄せられた義援金を原資として、市の発行する罹災証明書で全壊・大規模半壊・半壊と判定された被災者に対して、災害見舞金を支給した。さらに、平成23年5月27日に開かれた東日本大震災義援金配分委員会第1回委員会で死亡者・行方不明者の家族、また平成23年9月1日開催の東日本大震災義援金配分委員会第2回委員会で、18歳以下の被災児童、65歳以上の高齢者、身体障害者手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者(いずれも平成23年3月11日時点)がそれぞれ新たに支給対象となった。

給付世帯数 875世帯

- 平成23年3月11日 東日本大震災発生
- 平成23年4月12日 八戸市災害見舞金申請受付・支給開始
- 平成23年5月27日 東日本大震災義援金配分委員会第1回委員会
- 平成23年6月10日 第二次配分支給開始
- 平成23年9月1日 東日本大震災義援金配分委員会第2回委員会
- 平成23年9月20日 第三次配分支給開始
- 平成24年2月27日 東日本大震災義援金配分委員会第3回委員会
- 平成24年3月16日 第四次配分支給開始
- 平成24年4月27日 八戸市災害見舞金申請受付終了



■ 八戸市災害見舞金支給額

1世帯(1人)当たり支給額

り災程度 ^{※1}	第一次配分	第二次配分 ^{※2}	第三次配分 ^{※3}	第四次配分 ^{※4}	合計
死亡者	-	100万円	30万円	7万円	137万円
行方不明者	-	100万円	30万円	7万円	137万円
住家全壊	30万円	40万円	20万円	5万円	95万円
住家大規模半壊	10万円	25万円	10万円	2万5千円	47万5千円
住家半壊	10万円	25万円	10万円	2万5千円	47万5千円
被災児童(1人当たり) (H23.3.11における18歳以下)	-	-	5万円	1万2千円	6万2千円
被災高齢者(1人当たり) (H23.3.11における65歳以上)	-	-	5万円	1万2千円	6万2千円
被災障がい者(1人当たり)	-	-	5万円	1万2千円	6万2千円

※1：八戸市で発行したり災証明書のり災程度

※2：平成23年5月27日開催の東日本大震災義援金配分委員会第1回委員会の決定事項による。

※3：平成23年9月1日開催の東日本大震災義援金配分委員会第2回委員会の決定事項による。

※4：平成24年2月27日開催の東日本大震災義援金配分委員会第3回委員会の決定事項による。

※また、青森県や義援金受入団体(日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK文化厚生事業団)に寄せられた義援金についても当市を通じて被災者へ支給した。

5 被災者生活再建支援制度

本制度は、被災者生活再建支援法に基づき、居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に、被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する制度である。

市では、震災発生後避難所を巡回し被災者に制度の内容を説明、平成23年3月16日に福祉政策課に申請の受付窓口を開設した。広報はちのへ(平成23年4月災害特別号及び平成24年3月号)に掲載し制度の周知を図り、平成25年1月末現在の受付件数は、基礎支援金449件、加算支援金302件となっている。

■ ①基礎支援金(住宅の被害程度に応じて支給する支援金)

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

■ ②加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給する支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※①②とも複数世帯の場合の支給額。1人世帯の場合は、それぞれの金額の4分の3の額となる。

6 災害援護資金貸付制度

本制度は、災害により負傷又は住宅、家財の損害に対し「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき生活の再建に必要な資金を貸付けするものであるが、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」等の施行に伴い、災害援護資金貸付の特例措置が講じられている。貸付の対象は、八戸市及びおいらせ町に対し災害救助法が適用されたことから県内の全市町村である。

家財の3分の1以上の損害又は住宅の半壊又は全壊などのほか、世帯主が重傷を負った場合などに、一定所得以下の世帯の方は、被災状況に応じて150万円～350万円を無利子(ただし保証人がいない場合は年利1.5%)、償還期間13年(据置期間は6年、特別な場合は8年)で貸付を受けることができる。なお、受付は平成30年3月31日までである。

当市では、本貸付制度の概要を広報はちのへ(平成23年4月災害特別号及び同年8月号)に掲載するなどして周知を図っており、平成25年1月現在での貸付件数は27件となっている。

	通常の災害での取扱い	東日本大震災での取扱い
償還期間	10年	13年
据置期間	3年 ※厚生労働大臣が被害の程度のその他の事情を勘案して定める場合は5年	6年 ※厚生労働大臣が被害の程度のその他の事情を勘案して定める場合は8年
利 率	年3%	無利子 ※保証人がいない場合は年1.5%
保 証 人	必要	不要

※東日本大震災では自家用車のみにも損害を受けた場合でも、その損害が自家用車を含めた家財の3分の1以上の損害となる場合は、災害援護資金貸付の対象となる。

7 市税の減免・徴収猶予

市税の減免

震災で受けた損害の程度に応じて市税の減免申請の受付を行った。

■ 減免申請状況 平成24年12月31日現在

	件 数 (件)	金 額 (円)
固定資産税	1,188	66,958,000
個人市・県民税	535	31,347,900
国民健康保険税	273	35,079,900
軽自動車税	334	1,365,700

市税の徴収猶予

災害などの理由により、税金を一時的に納付することができないと認められた方に対して、市税の徴収(納税)猶予申請の受付を行った。

■ 徴収猶予申請状況 平成24年3月31日現在

	件数 (件)	金額 (円)
固定資産税	742	294,378,883
個人市・県民税	734	73,488,556
法人市民税	11	959,300
国民健康保険税	974	180,483,695
軽自動車税	378	2,586,100

8 固定資産証明(滅失証明)手数料の減免

震災で家屋に被害を受けた被災者に対し、各種被災者支援事業の申請の際に必要な滅失証明書等を無料で発行した(通常は300円の手数料を徴収)。

■ 発行手数料を減免して発行した滅失証明書等発行件数

平成25年1月31日現在

被災者支援事業	件数
被災者生活再建支援金制度	31
被災家屋の解体・撤去支援事業	48
住宅の応急修理制度	167
合 計	246

9 介護保険料等減免

東日本大震災により被災された介護保険被保険者の方々の負担を軽減するため、介護保険料及び介護保険利用者負担額等の減免を行った。

八戸市における減免事務実施に当たり、厚生労働省通知により、東日本大震災の規模・被害の大きさ等を勘案し、通常の災害よりも柔軟な対応を講じるよう要請されたことを受けて、通常の災害減免の基準を超えて、介護保険料については、減免認定された方の平成23年度分保険料全額を減免し、また、介護保険利用者

負担額等については、厚生労働省の示した適用期間(平成23年3月11日～平成24年2月29日)を独自に1か月延長した上で、減免認定された方の介護保険利用者負担額及び介護保険施設等における食費・居住費を全額減免した。

なお、平成24年度については、平成24年2月に厚生労働省から「利用者負担等の減免措置に対する財政支援を延長する」旨の通知があったことを受けて、平成24年4月から9月までの期間における介護保険料及び介護保険利用者負担額を減免している。

ただし、平成24年度は家屋被害による減免は半壊以上の方を対象とし、利用者負担額については全額を、保険料については、半壊の方は半額、全壊の方は全額を減免している。

平成23年度減免実績

・介護保険料	369人	19,674,960円
・介護保険利用者負担額	127人	18,434,870円
・介護保険施設等における食費・居住費	延べ595人	9,198,400円

10 国民年金保険料等免除

国民年金法第90条第1項第5号の規定に基づき、被災を理由とした国民年金保険料の免除が行われた。対象期間は当初平成23年2月から6月までとされたが、その後、2度にわたって震災に係る受付期間の特例が設けられ、最終的に平成24年6月分まで延長された。

期間中の当該申請者数は、平成22年度分(平成23年2月～6月分)が81件、平成23年度分(平成23年7月～平成24年6月分)が85件であった(被災者であっても、第90条第1項第1号に規定する所得要件により減免されている件数は除く)。

また、被災された国民健康保険被保険者に対し、国の財政支援を受け、平成23年3月11日から平成25年3月31日まで医療費の一部負担金の免除を行っている。

平成23年度減免実績

・医療費の一部負担金の免除	
①件数	10,064件(免除 8,622件・還付 1,442件)
②金額	59,858,173円(免除 52,535,456円・還付 7,322,717円)

11 後期高齢者医療保険料等減免

東日本大震災により被災された後期高齢者医療制度における被保険者に対し、保険者である青森県後期高齢者医療広域連合は、国の財政支援を受け、医療費の一部負担金の免除及び保険料の減免を行った。

その対象期間は震災発生日の平成23年3月11日から、医療費の一部負担金の免除については、平成25年3月31日まで、保険料の減免については、平成24年9月までの月割算定額までとされた。

平成23年度減免実績

・医療費の一部負担金の免除	
①件数	8,081件(免除7,134件・還付947件)
②金額	28,603,976円(免除24,841,649円・還付3,762,327円)
・保険料の減免	
①件数	414件
②金額	7,633,700円

12 水道料金の減免・納期限延長

八戸圏域水道企業団の被災者への復旧・復興支援策として、1)水道料金の減免、2)水道使用量の軽減、3)水道料金納期限の猶予を実施した。

1) 水道料金の減免

津波被害などで水道が使用できない場合、原則として被災者からの申請に基づき、平成23年3月11日付けで「一時閉栓」扱いとし、同日後(再開まで)料金を発生させないようにした。

2) 水道使用量の軽減

震災以後も水道が使用できる場合で、地震による漏水量又は津波被害の掃除水量が発生したときは、過去の実績水量と比べて多い分を全量又は日割計算により漏水量又は掃除水量を算出し軽減した(ただし基本料金は請求)。

3) 水道料金納期限の猶予

震災により解雇、離職、減収又は支出増となった被災者の、既請求の水道料金の納期限について、被災者からの申請に基づき7月末日まで延長し、請求猶予又は給水停止を延期した。

■ 東日本大震災に伴う被災者支援結果

平成23年9月30日最終報告

	総件数	支援前水量(m ³)	支援前料金(円)	支援後水量(m ³)	支援後料金(円)	減免水量(m ³)	減免金額(円)
八戸市	859	178,884	56,386,094	65,398	19,792,824	113,486	36,593,270
階上町	11	681	143,800	310	72,306	371	71,494
おいらせ町	64	6,073	1,691,433	1,395	304,841	4,678	1,386,592
南部町	2	270	87,641	155	53,615	115	34,026
五戸町	1	67	23,001	32	9,808	35	13,193
計	937	185,975	58,331,969	67,290	20,233,394	118,685	38,098,575

13 下水道使用料等の減免・納期延長

被災者を支援するため、震災により下水道への排水設備に被害を受けた方、復旧作業で清掃に水道を大量に使用した方などに対し、下水道使用料や農業集落排水処理施設使用料の減免・納期延長を行った。

減免額や延長期間については、下水道使用料等が水道使用水量に応じて算定されていることから、水道企業団で行った水道料金の減額や納期限の延長に準じて決定することとした。

実施に当たっては、被災者が情報を得られるよう、広報はちのへ5月号や市ホームページに記事を掲載するなどしたほか、水道企業団と密接に情報交換を行い、水道料金の減額や納期限延長が、下水道使用料等にも確実に反映されるようにした。

平成24年12月31日現在、使用料の減免は延べ327件、5,692千円、納期延長は同29件、1,110千円となっている。

14 下水道受益者負担金等の徴収猶予

震災により自宅や勤務先が被災するなど、下水道事業受益者負担金や農業集落排水事業分担金の納付が困難になった方を支援するため、下水道受益者負担金等の納付を1年間猶予した。

対象者は、平成23年度に下水道受益者負担金等を納めることになっている方とし、本人からの申請に基づき、実施した。

また、実施に際して、広報はちのへ5月号や市ホームページに記事を掲載するなど、被災者への情報提供に努めた。

平成24年12月31日現在、徴収猶予を受けた方は1人、金額は46千円となっている。

15 し尿汲み取り料金の負担

震災時に居住のあった住宅で、津波により汲み取り式トイレの便槽に床上浸水以上の被害を受けた世帯を対象に、平成24年3月31日まで請求があったものに対し、汲み取り料金を全額支給した。

支給件数は205件、金額は134万473円であった。

16 保育料減免

東日本大震災で被災した、保育所入所児童がいる世帯に対し、保育料の減免を実施した。

住家が被災した場合はり災の程度により、全壊は100%、大規模半壊・半壊は50%の割合で平成23年4月から平成24年3月までの期間、児童48人について減免した。

また、児童の保護者の就労先が被災し、失業により世帯の所得が平成22年比で50%以上減少することが見

込まれる場合には、減少所得見込額に基づく課税額から保育料の階層変更を最長6か月実施し、児童6名について階層変更を行った。

その他、原発避難者特例法に基づく事務処理の特例により、県外避難者世帯が特例措置によって不利益が生じないように配慮するため、避難元自治体の保育料と八戸市の保育料との差額を減免し、平成23年度は児童3名について減免した。平成24年度は児童3名が減免となっている。

17 遺児入学・卒業祝金受付期間の延長

遺児入学・卒業祝金は、父又は母と死別した児童を現に養育する保護者へ申請に基づき給付するもので、祝金の額は当該児童が小学校又は中学校に入学する場合は児童一人につき7,000円、中学校を卒業する場合は児童一人につき1万円である。

例年申請期間を卒業祝金は3月、入学祝金は4月のそれぞれ1か月間としているが、いずれも受付期間を1か月間延長した。

区分	給付対象	給付額	例年		震災対応	
			受付期間	支払時期	受付期間	支払時期
入学祝金	小学校・中学校入学時	7千円	4月1日～4月30日	5月末	4月1日～ <u>5月31日</u>	6月17日
卒業祝金	中学校卒業時	1万円	3月1日～3月31日	4月末	3月1日～ <u>4月29日</u>	5月20日

18 乳幼児等医療費助成の災害特例

乳幼児等医療費助成事業は、乳幼児等の健康の維持及び増進を図ることを目的とした制度であり、東日本大震災によって被災された方で、市民税が減免になる方、住宅に半壊以上の被害があった方、原発事故に伴う避難指示等の対象となっている方を対象に、災害特例により、所得制限の撤廃を実施した。

対象期間は、平成23年3月11日から平成24年6月30日までの診療分とし、広報はちのへ及び市ホームページで周知を図るとともに、対象者へも個別に通知した。

なお、健康保険の各保険者で、被災者にかかる医療費の一部負担金(自己負担)免除が実施されたことにより、乳幼児等医療費助成事業において認定されたのは1件であった。

19 児童扶養手当の災害特例

児童扶養手当は、ひとり親家庭等の生活の安定と、自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的とした制度で、東日本大震災により受給者又は同居の親族が所有する住宅や家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害があった場合に、災害特例として所得制限を適用せず、手当の全額支給を実施した。

対象期間は、平成23年3月分から平成24年7月分の手当で、広報はちのへ及び市ホームページで周知を図るとともに、対象者へ個別に通知し、受給者3人(児童数4人)を認定し、合計196万3,810円を支給した。

5-3 住宅支援対策

1 公営住宅の提供、日赤家電セットの寄贈

東日本大震災により住宅が全壊、流失等の被害を受けた県内被災者を対象に、市営住宅、県営住宅、国家公務員宿舎多賀台住宅、雇用促進住宅への一時入居を認め、居住場所を提供した。

平成23年3月14日から一時入居の受付を開始、世帯人数・家族構成・入居希望先等を考慮して入居先を決定し、平成23年4月に入居開始となった。

市内の被災者の一時入居数は、ピーク時の平成23年5月には141世帯396人、平成24年12月までに延べ149世帯418人となっている。

一時入居した被災者への支援として、入居期間は最長で2年間とし、その間の家賃は無料としている。また、入居敷金・連帯保証人は免除とし、各住宅内にガステーブル・風呂設備・瞬間湯沸し器・石油ファンヒーターを設置した。

また、一時入居期間終了後に被災者へ住宅を提供するため、災害公営住宅を市内4か所に62戸建設し、平成25年4月に入居を開始する予定となっている。

日赤家電セットの寄贈

日本赤十字社の生活家電セット寄贈事業により、東日本大震災で被災し公営住宅に入居した世帯に家電6点セット(洗濯機、冷蔵庫、テレビ、炊飯器、電子レンジ、電気ポット)が寄贈された。

この事業は、海外の赤十字社から寄せられた海外救援金を財源として実施され、八戸市でも公営住宅に入居し家電セットの給付を希望した114世帯に寄贈された。

しかし、日本赤十字社が寄贈対象者を公営住宅に入居した世帯に限定したため、津波で家電の全てを失った場合でも自宅の再建をしながら自宅で生活する被災者は給付の対象にはならず、公平性が課題となった。市の災害対策本部にも被災者から多くの問合せが寄せられ、青森県を通じ日本赤十字社に対し寄贈対象の拡大を要望したが、自宅に居住している被災者まで対象にすると全国的に膨大な数となるおそれがあるとの理由で、寄贈対象が拡大されることはなかった。

2 住宅応急修理制度

住宅の応急修理制度は、災害のため住家に被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所を手を加えれば、何とか日常生活を営むことができるような場合に必要最小限(屋根、床、外壁等)の修理について52万円を限度に市が修理を直接施工業者へ依頼する制度である。

対象となるのは、被災した半壊の住宅を自らの資力では応急修理をすることができない被災者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した(大規模半壊・全壊)被災者となっている。

平成23年4月1日から8月10日まで申請を受け付け、受付件数は233件(244件受付、11件は取下げ等)で、金額は107,884千円となっている。

3 被災家屋解体運搬支援

被災者支援として全半壊した建物の解体及び解体に伴って排出される廃棄物の搬出について、東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業に基づき必要な事業を行った。当初、解体費用については、国庫補助対象外であったが、その後補助対象となったことから、災害廃棄物処理事業費国庫補助金の交付要綱に基づき「八戸市被災建物等解体・運搬支援事業要綱」を策定し、倒壊のおそれがあるなど危険な状況にある建物等の解体支援及び廃棄物の運搬支援を行った。

被災した建物等の解体及び運搬業務は、市が災害協定を締結している4団体(社)青森県解体工事業協会三八支部、(社)青森建設業協会三八支部、(社)八戸建設業協会、八戸中央建設業協会)から推薦を受けた26事業者と委託契約を締結し実施した。

被災建物の解体申請受付は平成23年4月1日から住家を対象として行ったが、新たに事業所等の解体も国庫補助対象となるとの通知を受けて、5月11日から事業所等の建物の解体申請受付を開始した。その後8月30日までの受付期間中に196件の申請を受理し、そのうち187件を事業対象と認定し、283棟の解体及び運搬支援を行った。

また、被災者自らが解体した建物の解体費用についても、市町村と解体事業者との契約に変更する等の措置を講ずれば特例措置として国庫補助対象となるとの通知を受けて、8月9日から10月30日まで助成申請を受付し、21件の申請を受理、解体済建物26棟の解体費用について支援を行った。

当該事業は、平成23年度末に完了した。

4 被災者住宅再建支援

本事業は、震災により住宅に著しい被害を受けた被災者で以下の対象要件を満たす方が、被災住宅に代えて耐震性能や省エネルギー性能に優れた住宅を新築・購入する場合に、その費用の一部を補助するものである。補助金額は、新築又は購入に要する費用の10%以下で、上限は100万円となっている。

平成24年2月1日から受付を開始し、平成23年度から平成25年まで行うこととしており、平成23年度の募集枠は30件(実績9件)、平成24年度は募集枠70件(実績11件)となっている。

なお、平成25年度の募集枠は30件を予定している。

【対象要件】

- ① 半壊以上のり災証明書が交付されていること
- ② 一戸建ての専用住宅又は併用住宅であること
- ③ 市内に新築又は購入すること
- ④ 住宅性能表示制度による耐震等級が2以上又は省エネルギー対策等級が4であること
- ⑤ 住宅部分の床面積が50㎡以上であること

【実績】

平成23年度 9件／30件(900万円／3,000万円)

平成24年度 11件／70件(1,100万円／7,000万円)(平成25年1月31日現在)

平成25年度 30件(3,000万円)の募集予定

5 建築確認申請等手数料の免除

建築確認手数料は、建築主が建築物の着工に先立ってその建築内容を建築主事あてに申請(確認申請)し、その計画が建築基準法に適合するものであることの確認を受けるために支払うものである。

今回の震災により滅失又は損壊した建築物等の建築又は築造で、災害の発生した日から2年以内(平成23年3月11日から平成25年3月10日まで)に建築又は築造の工事に着手するものについて、その確認申請手数料等を減免することとした。

■ 建築確認申請等手数料免除申請実績

平成24年6月末現在

	確認申請関係		建築基準法の規定に基づく 許可申請手数料		長期優良住宅建築等 計画認定等申請手数料	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成23年度	66件	1,629,000円	9件	297,000円	1件	6,000円
平成24年度	22件	520,000円	2件	66,000円	2件	12,000円

5-4 被災企業等への支援対策

1 被災企業への支援

平成23年12月26日に東日本大震災復興特別区域法が施行されたことから、当市では、より力強い復興を推進するため、青森県、三沢市、おいらせ町、階上町と共同で、青森県復興推進計画「あおり^{なりわい}づくり復興特区」を策定し、平成24年3月2日に認定を受けた。

この計画は、新たな企業の立地と産業集積の形成、産業集積による地域活性化並びに震災解雇者の雇用機会の確保により、4市町合わせて、新規雇用1,000人を創出することを目標としている。

その目標を達成するため、計画には、復興特区法に規定する特例のうち、

- 工場立地に係る緑地等規制の緩和
- 新たな設備投資や雇用機会の確保に寄与した事業者に対する、事業用設備の特別償却や法人税の特別控除
- 新規立地企業の5年間無税化
- 地方税の課税免除

等を盛り込んでおり、既存企業も活用できる内容となっている。

また、特例の対象地域や業種については、漁港地区、臨海工業地帯、八戸北インター工業団地などの復興産業集積区域において、ものづくり産業を中心に、環境・エネルギー産業や食関連産業など広く対象とする計画としている。

2 水産団体への支援

漁船漁業復興事業

漁業協同組合等が事業主体となり、被災漁業者が共同で利用する漁船や定置網・漁具等を取得するもので、国9分の3、県9分の3に合わせて市9分の1の合計9分の7の補助金を交付することとした。

事業主体：八戸みなと漁業協同組合、八戸市南浜漁業協同組合、青森県旋網漁業協同組合、
八戸機船漁業協同組合、八幡丸漁業生産組合

事業内容：漁船…新船建造12隻、中古船取得12隻の計24隻
定置網、漁具等の取得…計14件

仮設施設整備事業

被災した漁業協同組合の施設は、独立行政法人中小企業基盤整備機構による仮設施設整備事業において、組合事務所及び漁具倉庫11施設が建設されている。

内訳：市川漁業協同組合	事務所・漁具倉庫	2棟
八戸みなと漁業協同組合	漁具倉庫	1棟
八戸鮫浦漁業協同組合	漁具倉庫	1棟
八戸市南浜漁業協同組合	漁具倉庫	7棟

その他事業

水産庁の災害復旧事業等により、漁船保全修理施設、種苗施設及び養殖施設が復旧されたほか、八戸市水産加工業協同組合、八戸みなと漁業協同組合及び八戸鮫浦漁業協同組合では、水産庁の「水産業共同利用施設復旧支援事業」により、フォークリフト等の機器が復旧された。

一方、水産加工や関連産業の分野では、水産加工業56企業と、冷凍冷蔵業、製氷業及び輸送業等の水産関連産業47企業で「八戸水産業グループ」を組織し、中小企業庁の「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」の採択を受け、国4分の2、県4分の1の合計4分の3の補助金により復旧が完了している。

3 農業団体への支援

被災農家経営再開支援事業

平成23年度中に作付けが行えない農地の復旧作業を共同で行う農業経営者に対し、八戸復興組合を通じてその活動に対して経営再開支援金を交付した。

対象となる作業は、水路の簡易な補修、除草、ごみ・がれきの除去、倒壊したビニールハウスの解体撤去等である。

事業主体：八戸復興組合

組合員数：44名

作業内容：①ゴミ・がれきの除去
②水路、農道の補修・清掃
③倒壊したビニールハウスの解体、撤去
④除草
⑤地力増進作物の作付け

交付金額：7,664,755円(確定額)

支援金：	営農の種類	支援単価
	① 水田作物	35円/㎡
	② 露地野菜	40円/㎡
	③ 施設野菜	140円/㎡



被災園芸施設復旧等緊急支援事業

早期営農再開のため、本大震災により壊滅的な被害を受けた農業用施設及び農業機械等について、整備・

購入を共同で実施する場合に、国の「東日本大震災農業生産対策交付金」を活用し、補助金を交付した。補助率は県(国)1/2、市1/8。

平成23年度

事業実施主体	対策名	事業内容	事業量	各事業費 (円)	補助対象 経費(円)	財源内訳(円)			
						補助金 合計	財源内訳		その他
							国(1/2)	市(1/8)	
市川復旧組合	ハウス等 復旧対策 種苗等購 入対策	パイプハウス 及び 附帯設備整備	パイプハウス 40棟ほか ハウス資材	53,622,787	51,069,305	31,917,000	25,534,000	6,383,000	21,705,787
		資機材購入	肥料、農薬、種 苗、黒土、暖房 機、機材等多数						
		資機材購入 (井戸試掘)	井戸試掘8か所						
八戸苺生産組合	種苗等購 入対策	資材購入	出荷用資材	1,131,200	1,077,333	672,000	538,000	134,000	459,200
パイプハウス・資機材 合計				54,753,987		32,589,000	26,072,000	6,517,000	22,164,987
橋向機械利用組合	農業機械 導入対策	トラクター(27PS)×2台 コンバイン(刃幅1.198m) 田植機(6条) その他アタッチメント類 ダンプトレーラー		16,516,500	16,061,500	10,037,000	8,030,000	2,007,000	6,479,500
市川稲作組合		コンバイン(刃幅1.6m)		11,550,000	11,550,000	7,218,000	5,775,000	1,443,000	4,332,000
浜機械利用組合		トラクター(30PS) コンバイン(刃幅0.8m) その他アタッチメント		7,020,900	7,020,900	4,387,000	3,510,000	877,000	2,633,900
下揚農機組合		トラクター(24PS) ブロードキャスター		2,508,093	2,388,660	1,492,000	1,194,000	298,000	1,016,093
橋向北農機組合		田植機(5条) コンバイン(刃幅1.091m)		5,234,513	5,234,513	3,271,000	2,617,000	654,000	1,963,513
市川下機械利用組合		トラクター(24PS) ロータリー一式 水田車輪 代かき機一式		2,950,000	2,950,000	1,843,000	1,475,000	368,000	1,107,000
農業機械 合計				45,780,006		28,248,000	22,601,000	5,647,000	17,532,006
合計				100,533,993		60,837,000	48,673,000	12,164,000	39,696,993